

平成 26 年 11 月 28 日

各位

委託会社名 大和証券投資信託委託株式会社  
代表者の役職氏名 代表取締役社長 白川 真  
担当者の役職氏名 経営企画部 近藤 龍一郎  
(連絡先 03-5555-4946)

「ダイワ上場投信・TOPIX Ex-Financials」  
「ダイワ上場投信－J P X 日経 400」  
「ダイワ上場投信・TOPIX-17」  
信託約款変更のお知らせ

下記に掲げる上場投資信託について、平成26年12月1日付で投資信託及び投資法人に関する法律および一般社団法人投資信託協会規則が改正されることを受けて、信託約款の変更を行なうことのお知らせいたします。

記

1. 変更対象投資信託の名称

「ダイワ上場投信・TOPIX Ex-Financials」	(コード番号 1585)
「ダイワ上場投信－J P X 日経 400」	(コード番号 1599)
「ダイワ上場投信・TOPIX-17 食品」	(コード番号 1634)
「ダイワ上場投信・TOPIX-17 エネルギー資源」	(コード番号 1635)
「ダイワ上場投信・TOPIX-17 建設・資材」	(コード番号 1636)
「ダイワ上場投信・TOPIX-17 素材・化学」	(コード番号 1637)
「ダイワ上場投信・TOPIX-17 医薬品」	(コード番号 1638)
「ダイワ上場投信・TOPIX-17 自動車・輸送機」	(コード番号 1639)
「ダイワ上場投信・TOPIX-17 鉄鋼・非鉄」	(コード番号 1640)
「ダイワ上場投信・TOPIX-17 機械」	(コード番号 1641)
「ダイワ上場投信・TOPIX-17 電機・精密」	(コード番号 1642)
「ダイワ上場投信・TOPIX-17 情報通信・サービスその他」	(コード番号 1643)
「ダイワ上場投信・TOPIX-17 電力・ガス」	(コード番号 1644)
「ダイワ上場投信・TOPIX-17 運輸・物流」	(コード番号 1645)
「ダイワ上場投信・TOPIX-17 商社・卸売」	(コード番号 1646)
「ダイワ上場投信・TOPIX-17 小売」	(コード番号 1647)
「ダイワ上場投信・TOPIX-17 銀行」	(コード番号 1648)
「ダイワ上場投信・TOPIX-17 金融 (除く銀行)」	(コード番号 1649)
「ダイワ上場投信・TOPIX-17 不動産」	(コード番号 1650)

2. 変更内容および変更理由

(1) 書面決議手続きの改正

平成 26 年 12 月 1 日付で投資信託及び投資法人に関する法律が改正され、書面決議手続きについて以下の点に変更されるため、信託約款における「信託契約の解約」および「信託約款の変更等」にかかる条文を変更します。

- ・ 書面決議の可決要件のうち、受益者数の半数以上の賛成を得る要件が廃止されること
- ・ 投資信託の併合を行なう場合において、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものであるときは、当該併合に関する書面決議が不要となること

(2) デリバティブ取引等にかかる投資制限

平成 26 年 12 月 1 日付で一般社団法人投資信託協会規則が改正され、デリバティブ取引等の管理方法について信託約款に記載することとされるため、信託約款にデリバティブ取引等にかかる投資制限の条文を追加します。

3. 変更適用日

平成 26 年 12 月 1 日

(金融庁への信託約款変更の届出は、平成 26 年 11 月 28 日に行ないました。)

4. 書面決議手続き

当該信託約款変更は、重大な約款変更には該当しないため、書面による決議は行なっておりません。

以上

信託約款 新旧対照表

ダイワ上場投信・TOPIX Ex-Financials  
 ダイワ上場投信・TOPIX-17 食品  
 ダイワ上場投信・TOPIX-17 エネルギー資源  
 ダイワ上場投信・TOPIX-17 建設・資材  
 ダイワ上場投信・TOPIX-17 素材・化学  
 ダイワ上場投信・TOPIX-17 医薬品  
 ダイワ上場投信・TOPIX-17 自動車・輸送機  
 ダイワ上場投信・TOPIX-17 鉄鋼・非鉄  
 ダイワ上場投信・TOPIX-17 機械  
 ダイワ上場投信・TOPIX-17 電機・精密  
 ダイワ上場投信・TOPIX-17 情報通信・サービスその他  
 ダイワ上場投信・TOPIX-17 電力・ガス  
 ダイワ上場投信・TOPIX-17 運輸・物流  
 ダイワ上場投信・TOPIX-17 商社・卸売  
 ダイワ上場投信・TOPIX-17 小売  
 ダイワ上場投信・TOPIX-17 銀行  
 ダイワ上場投信・TOPIX-17 金融（除く銀行）  
 ダイワ上場投信・TOPIX-17 不動産

変更後	現行
<p>(デリバティブ取引等にかかる投資制限)</p> <p><u>第21条の2 委託者は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。</u></p> <p>(信託契約の解約)</p> <p>第43条 (略)</p> <p>②～④ (略)</p> <p>⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。</p> <p>⑥ (略)</p> <p>(信託約款の変更等)</p> <p>第48条 (略)</p> <p>② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、<u>前項の併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。</u>以下「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかか</p>	<p>(新設)</p> <p>(信託契約の解約)</p> <p>第43条 (略)</p> <p>②～④ (略)</p> <p>⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の<u>半数以上であつて、当該受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数</u>をもって行ないます。</p> <p>⑥ (略)</p> <p>(信託約款の変更等)</p> <p>第48条 (略)</p> <p>② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。<u>以下、併合と合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。</u>）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかか</p>

変 更 後	現 行
<p>る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。</p> <p>③ (略)</p> <p>④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。</p> <p>⑤～⑦ (略)</p>	<p>ます。</p> <p>③ (略)</p> <p>④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の<u>半数以上</u>であって、<u>当該受益者の議決権の3分の2以上</u>にあたる多数をもって行ないます。</p> <p>⑤～⑦ (略)</p>

ダイワ上場投信－J P X日経 400

変 更 後	現 行
<p><u>(デリバティブ取引等にかかる投資制限)</u></p> <p><u>第21条の2 委託者は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。</u></p> <p>(信託契約の解約)</p> <p>第46条 (略)</p> <p>②～④ (略)</p> <p>⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。</p> <p>⑥ (略)</p> <p>(信託約款の変更等)</p> <p>第51条 (略)</p> <p>② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、<u>前項の併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。</u>以下「<u>重大な信託約款の変更等</u>」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。</p> <p>③ (略)</p> <p>④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。</p> <p>⑤～⑦ (略)</p>	<p>(新 設)</p> <p>(信託契約の解約)</p> <p>第46条 (略)</p> <p>②～④ (略)</p> <p>⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の<u>半数以上</u>であつて、<u>当該受益者の議決権の3分の2以上</u>にあたる多数をもって行ないます。</p> <p>⑥ (略)</p> <p>(信託約款の変更等)</p> <p>第51条 (略)</p> <p>② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「<u>重大な信託約款の変更等</u>」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。</p> <p>③ (略)</p> <p>④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の<u>半数以上</u>であつて、<u>当該受益者の議決権の3分の2以上</u>にあたる多数をもって行ないます。</p> <p>⑤～⑦ (略)</p>